

静岡県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第14号

静岡県個人情報保護条例の一部を改正する条例

静岡県個人情報保護条例（平成14年静岡県条例第58号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例において「個人識別符号」とは、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項</u>に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>4～9 (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第3条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <p>(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。以下この項において同じ。）に含まれる個人情報その他の同法<u>第52条第1項</u>に規定する個人情報並びに同法第25条の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 第3章の規定は、<u>行政機関個人情報保護法</u>その他の法律の規定により同法<u>第4章</u>の規定が適用されないこととされた個人情報（前項第1号に掲げるものを除く。）については、適用しない。</p> <p>(取得の制限)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例において「個人識別符号」とは、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第2項</u>に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>4～9 (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第3条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <p>(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。以下この項において同じ。）に含まれる個人情報その他の同法<u>第52条第1号、第3号及び第4号</u>に規定する個人情報並びに同法第25条の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 第3章の規定は、<u>個人情報保護法</u>その他の法律の規定により同法<u>第5章第4節</u>の規定が適用されないこととされた個人情報（前項第1号に掲げるものを除く。）については、適用しない。</p> <p>(取得の制限)</p>

第6条 (略)

2 実施機関は、法令又は条例（以下「法令等」という。）に基づく場合を除き、個人情報を取得するときは、本人から取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときその他利用目的を達成するため本人以外の者から取得することにつき相当の理由があると認められるとき（特定個人情報を取得する場合を除く。）は、この限りでない。

(1)～(5) (略)

(6) 国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）から取得する場合で、事務の遂行上やむを得ないと認められるとき。

(7)・(8) (略)

3・4 (略)

第34条の2 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報（情報提供等記録に限る。）の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（いずれも当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第6条 (略)

2 実施機関は、法令又は条例（以下「法令等」という。）に基づく場合を除き、個人情報を取得するときは、本人から取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときその他利用目的を達成するため本人以外の者から取得することにつき相当の理由があると認められるとき（特定個人情報を取得する場合を除く。）は、この限りでない。

(1)～(5) (略)

(6) 国、独立行政法人等（個人情報保護法第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）から取得する場合で、事務の遂行上やむを得ないと認められるとき。

(7)・(8) (略)

3・4 (略)

第34条の2 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報（情報提供等記録に限る。）の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（いずれも当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（令和4年4月1日）から施行する。ただし、第34条の2の改正は、公布の日から施行する。